

第32回成田市農業委員会総会議事録

令和5年2月9日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和5年2月9日（木）
午後1時30分から午後2時45分

2. 開催場所 市役所6階 中会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 18名

議長	檜垣金一		
1番	諫訪恵昨	11番	泉 水 厚子
2番	山倉正義	12番	藤崎茂雄
3番	矢崎光二	13番	森川光江
4番	大竹卓	14番	小川繁
5番	湯浅恵介	15番	秋山皓一
6番	諫訪和惠	16番	石原満
8番	北崎悦夫	17番	菅澤茂
9番	秋間伸一	18番	藤崎明
10番	石井孝和		

5. 欠席委員 7番 木村知子

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出
第2 会議書記の任命
第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 令和4年度第12次農用地利用集積計画の決定について
議案第4号 あっせんの打ち切りについて
議案第5号 成田市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について
議案第6号 農地利用最適化推進委員の辞職の同意を求めるについて

報告第1号 専決処分について
報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第5号 あっせんの結果について

報告第6号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長 井上 裕二

農地係長 鎌形 清人

振興係長 櫻井 哲

主査 高木 信一

主査 宮内 孝史

8. 傍聴人

なし

○議長

ただ今の出席委員は、18名です。欠席委員は7番木村委員です。

定足数に達しておりますので、第32回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、1月の総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、10番石井委員、11番 泉水委員の両名を指名いたします。また、書記に櫻井振興係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和4年度第12次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 あっせんの打ち切りについて

議案第5号 成田市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について

議案第6号 農地利用最適化推進委員の辞職の同意を求めるについて

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第5号 あっせんの結果について

報告第6号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案6件、報告6件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集3ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

全体で7件の申請がございました。

①売買でございます。3件の申請がございました。

1番、西大須賀にお住まいの譲受人が、西大須賀にお住まいの譲渡人が所有する、新川の田1筆、3, 335m²を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自宅に近く、耕作に便利なため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「航空機の騒音により住宅を移転するため、農業経営を縮小したい」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、津富浦にお住まいの譲受人が、吉岡にお住まいの譲渡人が所有する、吉岡の畠1筆、1, 844m²を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、自宅から近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「後継者がいないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

議案集4ページでございます。

3番、長生郡長柄町にお住まいの譲受人が、千葉市若葉区及び市原市にお住まいの譲渡人が所有する、村田の田及び畠7筆、合計4, 938m²を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「農業経営の拡大のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相続で取得した農地を処分するため」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

続きまして、②贈与でございます。2件の申請がございました。

同一の受贈者による申請であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

香取郡多古町にお住まいの受贈者が、1番は並木町にお住まいの贈与者が所有する吉岡の畠1筆、2, 449m²を、2番も同じく並木町にお住まいの贈与者が所有する吉岡の畠1筆、2, 568m²の、贈与を受けたいという申請でございます。受贈者の事由は、「知人より贈与を受ける」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、1番、2番共に「相続したが耕作できないため、知人に贈与する」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

続きまして、③賃借権の設定でございます。2件の申請がございました。

1番、佐倉市にお住まいの賃借人が、竜台にお住まいの賃貸人が所有する長沼の田3筆、合計3, 063m²に、賃借権を設定したいという申請でございます。賃借人の事由は「実家に近く耕作に便利な申請地を賃借したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。賃貸人の事由は、「相手方の要望による」というもので、総会資料5ページに案内図がございます。

2番、前林にお住まいの賃借人が、千葉市花見川区にお住まいの賃貸人が所有する官林の畠1筆、5, 073m²に、賃借権を設定したいという申請でございます。賃借人の事由は「農業経営の拡大のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。賃貸人の事由は、「相手方の要望による」というもので、総会資料6ページに案内図がございます。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 それでは、農地法第3条①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、田1筆を取得し、水稻及び自家用の野菜、根菜類を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはならないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、畠1筆を取得し、甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集

団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、田畠7筆を取得し、ビワを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

以上でございます。

○議長 続きまして、農地法第3条①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 去る2月7日、午後1時から、市役所3階、第2応接室におきまして、第1小委員会を開催いたしました。農業委員7名、農地利用最適化推進委員4名、合計11名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

議案第1号、農地法第3条①売買の1番につきましては、申請地は、新川共同利用施設の南東、市道新川機場線を東側に入った農地で、一部は畠、残りの大部分は田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第3条①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の举手を求めます。

(举手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。

次に、農地法第3条①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の举手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の2番につきましては、申請地は、特別養護老人ホーム成田苑の南東、市道西ノ向中央線を西側に入った農地で、畠として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の举手を求めます。

(举手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。

続きまして、農地法第3条①売買の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の举手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の3番につきましては、申請地は、村田コミュニティ集会施設の西、市道長堀線を北側に入った農地で、畠として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の举手を求めます。

(举手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。

続きまして、農地法第3条②贈与の1番及び2番については、同一の受贈者による申請であり関連がございますので、一括して審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 3条②贈与の1番及び2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、贈与の1番及び2番は、畑2筆を取得し、樹木の生産、苗木畑として使用したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の1番及び2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、受贈者は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、農地法第3条②贈与の1番及び2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条②贈与の1番及び2番につきましては、申請地は、吉岡第二共同利用施設の南東、市道新田吉岡第二線の西側に隣接する農地及び東側に入った農地で、苗木畑として使用されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条②贈与の1番及び2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条②贈与の1番及び2番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、農地法第3条②贈与の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②贈与の1番は可決されました。

続きまして、農地法第3条②贈与の2番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②贈与の2番は可決されました。

続きまして、農地法第3条③賃借権の設定について審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 3条③賃借権の設定の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の1番は田3筆を賃借し、蓮根を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当たはまらないと判断いたしました。なお、賃借人は認定農業者ではありません。

3条③賃借権の設定の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の2番は畠1筆を賃借しカブ、人参、カボチャなどを作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、賃借人は認定農業者です。以上でございます。

○議長 続きまして、農地法第3条③賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条③賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、豊住公民館の南東、市道長沼1号線を北側に入った農地で、現況は田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条③賃借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条③賃借権の設定の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③賃借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、農地法第3条③賃借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条③賃借権の設定の2番につきましては、申請地は、官林公民館の北東、市道前林新木戸線を北側に隣接する農地で、現況は畑として耕作されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条③賃借権の設定の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条③賃借権の設定の2番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③賃借権の設定の2番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請については、報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、と関連がございますので、審査の都合上、順序を変更し、報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、を議題とします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集31ページをお開きください。

報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、でございます。本件につきましては、使用貸借権の設定として、令和4年7月11日開催の第25回総会で許可相当として決定され、令和4年12月28日付けで千葉県より許可されたものでございますが、埋蔵文化財調査で設置を計画していた調整池では容量不足が生じるため、設計を変更し、改めて許可申請を行うことから、許可処分の取消願の提出があったものでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、を終わらせさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願につきましては、

質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集6ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。全体で10件の申請がございました。

①使用貸借権の設定でございます。8件の申請がございました。

1番から7番及び、議案集9ページの許可後の計画変更承認の8番は、同一の借受人による、同一事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

借受人である東京都中央区の法人が、1番は下福田にお住まいの貸付人が所有する、上福田の田1筆、1, 431m²を、2番は米野にお住まいの貸付人が所有する、下福田の田及び畠23筆の一部、合計22, 361m²を、3番は下福田にお住まいの貸付人が所有する、下福田の畠2筆の一部、合計1, 026m²を、4番は並木町にお住まいの貸付人が所有する、下福田の田1筆の一部、92m²を、5番は米野にお住まいの貸付人が所有する、下福田の畠3筆、合計29, 450m²を、6番は橋賀台二丁目にお住まいの貸付人が所有する、下福田の畠2筆、合計2, 555m²を、7番は下福田にお住まいの貸付人が所有する、下福田の畠1筆、1, 021m²を借り受け、「埋蔵文化財発掘調査用地」として、令和7年6月30日まで一時転用し、議案集9ページ8番は、当初計画の調整池容量では足りなくなったことから、調整池にかかる部分の農地の計画変更を行い、「埋蔵文化財発掘調査用地」として、使用したいという申請でございます。

資料につきましては、7ページが案内図、8ページが公図の写しでございます。

続きまして、②賃借権の設定、許可後の計画変更承認が2件ございました。

1番、2番とも、同一の賃借人による、同一事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

賃借人である千葉市美浜区の法人が、1番は吉岡にお住まいの賃貸人が所有する、吉岡の畠3筆の各一部、合計853m²に、2番は吉岡にお住まいの賃貸人が所有する、

吉岡の畠2筆の各一部、合計153m²に、それぞれ賃借権を設定し、首都圏中央連絡自動車道建設工事の遅延により一時転用期間を延長し、同工事に伴う「仮設道路用地」として、令和6年9月30日まで、一時転用したいという申請でございます。

総会資料9ページに案内図、10ページに公図の写しがございます。

以上で議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 それでは、農地法第5条①使用貸借権の設定の1番から7番及び許可後の計画変更承認の8番につきましては、同一の借受人による同一事業であり、関連がございますので、一括して審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条①使用貸借権の設定の1番から7番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であり、第1種農地及び第2種農地に該当します。第1種農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請では、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合は、例外的に許可できるとされています。

転用目的は、埋蔵文化財発掘調査用地です。

資力及び信用については、残高証明書、貸借対照表が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性について、令和5年7月1日に着手、令和7年6月30日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、森林法につきましては、現在林地開発の事前協議を行っております。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、施工中は土砂流出防止の調整池を設置し、施工後はそれを解消して農地へと復元する計画で、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、復元計画については完了後、水稻、大根を作付けする計画書、誓約書が添付されています。

なお、転用目的、期間については、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。

次に、5条①使用貸借権の設定、許可後の計画変更承認の8番です。

農用地区域内にある農地以外の農地であり、第1種農地に該当します。第1種農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請では、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用が必要と認められる場合は、例外的に許可できるとされています。

計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従つて実施されることが確実であること。周辺農業等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われます。

次に、転用許可基準による検討事項ですが、資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和4年12月28日付で転用許可を受けて行われている、埋蔵文化財発掘調査用地の調整池の部分として使用中ですが、当初計画で計画していた調整池容量では足りなくなったことから、面積の変更を行うものです。

行政庁の許認可等の見込みについて、森林法につきましては、現在林地開発の事前協議を行っております。

申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについて、農地以外は契約済みとなっております。

計画面積につきましては、調整池の設計変更に伴い、面積が増となっております。

周辺の農地等に係る営農条件への支障について、事業は令和4年12月28日から許可を受けて行われているもので、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、既に許可となっている農地について、増減が生じることから、増となる箇所については新たに追加申請、減となる箇所については許可処分の取り消しを行い、計画変更承認を行います。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条①使用貸借権の設定の1番から7番及び許可後の計画変更承認の8番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①使用貸借権の設定の1番から7番及び許可後の計画変更承認の8番については、申請地は、下福田区騒音地域集会所の南西、県道18号線成田安食バイパスの北側に点在する農地で、一部は令和4年12月28日付け一時転用許可のとおり、埋蔵文化財発掘調査用地として使用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条①使用貸借権の設定の1番から7番及び許可後の計画変更承認の8番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条①使用貸借権の設定の1番から7番及び許可後の計画変更承認の8番について、を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、農地法第5条①使用貸借権の設定の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①使用貸借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、農地法第5条①使用貸借権の設定の2番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①使用貸借権の設定の2番は可決されました。

続きまして、農地法第5条①使用貸借権の設定の3番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①使用貸借権の設定の3番は可決されました。

続きまして、農地法第5条①使用貸借権の設定の4番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①使用貸借権の設定の4番は可決されました。

続きまして、農地法第5条①使用貸借権の設定の5番について、小委員長報告のと

おり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①使用貸借権の設定の5番は可決されました。

続きまして、農地法第5条①使用貸借権の設定の6番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①使用貸借権の設定の6番は可決されました。

続きまして、農地法第5条①使用貸借権の設定の7番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①使用貸借権の設定の7番は可決されました。

続きまして、農地法第5条①使用貸借権の設定、許可後の計画変更承認の8番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①使用貸借権の設定許可後の計画変更承認の8番は可決されました。

続きまして、農地法第5条②賃借権の設定、許可後の計画変更承認の1番及び2番については、同一の賃借人による同一事業であり関連がございますので、一括して審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条②賃借権の設定、許可後の計画変更承認の1番と2番です。

農地の区分については、農用地区域内にある農地及び第1種農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、事業目的達成のための一時的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従つ

て実施されることが確実であること。周辺農業等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われます。

次に、転用許可基準による検討事項ですが、申請の用途に供することの確実性については、令和4年1月27日付けて、仮設道路用地として一時転用許可を受けましたが、首都圏中央連絡自動車道建設工事の遅延により一時転用期間を令和6年9月30日まで延長するものです。

計画面積につきましては、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。なお、計画面積の変更はありません。

周辺の農地等に係る営農条件への支障について、事業は令和4年1月27日から許可を受けて行われているもので、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条②賃借権の設定、許可後の計画変更承認の1番及び2番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②賃借権の設定、許可後の計画変更承認の1番及び2番につきましては、申請地は、水ノ上共同利用施設の北西、市道水の上新田線の西側に隣接する農地で、現況は畠として管理されていました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条②賃借権の設定、許可後の計画変更承認の1番及び2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条②賃借権の設定、許可後の計画変更承認の1番及び2番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、農地法第5条②賃借権の設定の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②賃借権の設定、許可後の計画変更承認の1番は可決されました。

続きまして、農地法第5条②賃借権の設定の2番について、小委員長報告のとおり、

賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号農地法第5条②賃借権の設定、許可後の計画変更承認の2番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、令和4年度第12次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集10ページをお開き願います。

議案第3号、令和4年度 第12次農用地利用集積計画の決定について、でございます。成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定により11ページ記載のとおり、令和4年度 第12次農用地利用集積計画（案）についての協議がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、12ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、13ページから14ページをご覧ください。

それでは、12ページでございます。

1. 利用権設定、すべて賃借権でございます。

契約期間3年のものが、1,011m²、田1筆1件で、詳細は13ページの1番でございます。

続きまして、契約期間5年のものが、10,206m²、田は4筆1件、2,602m²、畑が1筆1件、7,604m²で、詳細は13ページの2番から3番でございます。

続きまして、契約期間5年10カ月のものが、6,170m²、田3筆2件で、詳細は13ページの4番から5番でございます。

続きまして、契約期間6年のものが、10,138m²、田は7筆2件、7,864m²、畑が1筆1件、2,274m²で、詳細は13ページの6番から8番でございます。

続きまして、契約期間10年のものが、28,486m²、畑6筆2件で、詳細は14ページの9番から10番でございます。

合計の契約面積は、56,011m²、田は15筆6件、17,647m²、畑が8筆4件、38,364m²でございます。

内訳につきましては、新規設定が契約面積19,084m²、畑3筆1件、再設定が

契約面積36, 927m²、田が15筆6件、17, 647m²、畑は5筆3件、19, 280m²でございます。

以上で議案第3号、令和4年度第12次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、議案第3号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第3号、令和4年度第12次農用地利用集積計画の決定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第3号、令和4年度第12次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号、あっせんの打ち切りについては、報告第5号あっせんの結果について、と関連がございますので、審議の都合上、順序を変更し、報告第5号、あっせんの結果について、を議題とします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、報告第5号、あっせんの結果について、を議題とします。あっせん委員より報告をお願いします。

(秋山 委員の挙手あり)

○議長 秋山委員

○秋山委員 報告第5号、あっせん結果についてご報告いたします。

12月の第30回総会において、あっせんの実施について承認され、秋間委員と私が、あっせん委員に指名された案件でございます。

申出人は一坪田にお住まいの方です。

申出の土地は、一坪田の畑、1筆、1, 751m²でございます。

5名の相手方候補者があげられました。

1番から5番の候補者にあっせんをしましたが、いずれも買受の意思はありませんでした。従いまして、今回のあっせんは不成立に至りました。

また、これ以上あっせんを続けてもあっせんが成立する見込みがないことから、申出人にあっせんを打ち切る旨の説明を行ったところ、了解を得ましたので、あっせんを打ち切るものでございます。ご報告は、以上でございます。

○議長 ただ今の報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 報告第5号、あっせんの結果につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第5号を終了させていただきます。

○議長 次に、議案第4号、あっせんの打ち切りについて、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集15ページをお開き願います。

議案第4号 あっせんの打ち切りについて、でございます。

1番、一坪田にお住まいの申出者より、一坪田の畑1筆、1, 751m²について、あっせんの申出があり、昨年12月開催の第30回総会において、あっせんの実施を決定し、あっせんの相手方候補者として農業者5名の選定が承認されました。

あっせん委員として秋山委員、秋間委員が指名を受け、あっせんを行ってまいりましたが、先程、あっせん不成立の報告がございましたが、相手方候補者にはいずれも買受の意志がなく、これ以上続けてもあっせん成立の見込みがないと思われ、成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第13条第2項第1号「そのあっせんが成立する見込みがないと認めた時」に該当し、かつ「あっせん顛末書」の提出もあり、申出人からの了解も得られたことから、同基準第14条の規定により、あっせんを打ち切るものでございます。

以上で議案第4号、あっせんの打ち切りについて、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、議案第4号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第4号、あっせんの打ち切りにつきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、あっせんの打ち切りについて、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第4号、あっせんの打ち切りについては、可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第5号、成田市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集16ページをお開き願います。

議案第5号、成田市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、でございます。

農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、成田市農業委員会における「成田市農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)」を、総会資料17ページから20ページのとおり策定しましたので、ご審議いただくものでございます。

当該意見書につきましては、同条第1項において、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないと規定しております。

また、同条第2項において、関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては、提出された意見を考慮しなければならないとされており、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様には、主に、1. 担い手への農地利用の集積・集約について、2. 遊休農地の発生防止・解消について、3. 新規参入の促進

について、の3つのテーマに関する意見の提出を依頼し、頂いたご意見等を事務局で取り纏め、運営委員会や協議会でご報告をさせていただき、さらに最適化推進委員連絡会にも諮りながら、農業委員会の意見書として集約をさせていただいたものございます。なお、本日、ご可決いただけましたら、本意見書を小泉市長に提出したいと考えております。

以上で議案第5号、成田市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、議案第5号成田市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第5号、成田市農地等利用最適化推進施策に関する意見書につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、成田市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第5号、成田市農地等利用最適化推進施策に関する意見書については、可決されました。

以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第6号、農地利用最適化推進委員の辞職の同意を求めるについて、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集21ページをお開き願います。

議案第6号、農地利用最適化推進委員の辞職の同意を求めるについて、でございます。

令和5年1月30日付で、成毛、大生地区担当の農地利用最適化推進委員である糸川幸一委員から、ご本人の健康上の理由によりまして、22ページ記載のとおり辞職願が提出されました。

つきましては、農業委員会等に関する法律第23条の規定により成田市農業委員会の同意を求めるものでございます。

今後、当該地区の農地利用最適化推進委員が欠員となります、近隣地域の檜垣会長、宮城推進委員と相談をさせていただいた結果、農業委員会の運営に支障をきたさぬよう対応していただけるとのことでございますので、推進委員の補充は行わないことといたします。

以上で議案第6号、農地利用最適化推進委員の辞職の同意を求めるについて、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、議案第6号、農地利用最適化推進委員の辞職の同意を求めるについて、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第6号、農地利用最適化推進委員の辞職の同意を求めるにつきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第6号、農地利用最適化推進委員の辞職の同意を求めるについて、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第6号、農地利用最適化推進委員の辞職の同意を求めるについては、可決されました。

以上で、議案第6号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集23ページをお開きください。

報告第1号、専決処分について、でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をしましたので、報告いたします。

議案集24ページでございます。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。7件の届出がございま

した。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集27ページでございます。

②農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出でございます。

5件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集29ページでございます。

③転用事実確認証明でございます。4条で1件の証明願がございました。

この証明は、転用の許可や届出後に申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

議案集30ページでございます。

④引き続き農業経営を行っている旨の証明書でございます。1件の申請がございました。贈与税、相続税の納税猶予を受けている者は、引き続き納税猶予を受けるためには、3年毎に、納税猶予の継続届出書に本証明を添付して、税務署に提出しなければならないため、証明願いがあったものでございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が現地調査を行い、農地が良好に管理されていることを確認しましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 報告第1号 専決処分につきましては、質問等は、ございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 続きまして、報告第3号農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集32ページをお開きください。

報告第3号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、でございます。

1番から6番につきましては、使用貸借権の設定として、令和4年8月9日開催の第26回総会で許可相当として可決されたものでございますが、上位審査機関において保留案件となったため、千葉県をはじめとする関係機関と調整を行ってまいりました。

この度、申請人から事業の見込みがないとの理由により、許可申請の取下願が提出されたものであり、添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第3号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、を終わらせさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 報告第3号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願につきましては、委員より「事業の見込がないためとあるが、現場はどうなるのか」との質問があり、「事業者に対し違反指導をしていく予定である」とのことでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(大竹委員の挙手あり)

○議長 大竹委員

○大竹委員 事業の見込みがないため、申請の取下げをしたとのことですが、現在、土砂の超過分の撤去を含めた指導を行っていると思われますが、指導がうまくいかなかつた場合、今後の見通しとして、どのように考えていますか。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 原則で言えば、引き続き事業者に求めていきます。が、どうしても現場が是正されず、なおかつ、問題が起こってしまった場合、地主に責任が及ぶことになる

と思われます。そのうえで、地主が事業者と争う形になると思われます。

○議長 ほかに有りませんか。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集35ページをお開きください。

報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。5件の通知がございました。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第6号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集38ページをお開きください。

報告第6号、農地等の現況に関する照会について、でございます。

①法務局の照会分として、千葉地方法務局香取支局より1件、千葉地方法務局成田出張所より5件、合計6件の農地等の現況に関する照会がございました。

運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で報告第6号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 報告第6号、農地等の現況に関する照会につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第6号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第32回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時45分)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年2月9日

議事録署名人
